

(素案)

第7期旭市障がい福祉計画 第3期旭市障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

旭 市

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨-----	1
2. 計画の位置づけ-----	2
3. 計画の対象-----	4
4. 計画期間-----	5
5. 計画策定体制-----	5

第2章 障がい者をめぐる現況

1. 障がい者数の状況-----	6
2. サービス利用の状況等-----	8

第3章 計画の基本理念・基本方針

1. 基本理念-----	14
2. 施策の基本方針-----	15

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 計画の目標値の設定-----	17
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行-----	18
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築-----	19
(3) 地域生活支援の充実-----	21
(4) 福祉施設から一般就労への移行等-----	22
(5) 障害児支援の提供体制の整備等-----	23
(6) 相談支援体制の充実・強化等-----	25
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る 体制の構築-----	26
2. 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保の方策-----	27
(1) 訪問系サービス-----	28
(2) 日中活動系サービス-----	30
(3) 居住支援・施設系サービス-----	33
(4) 相談支援-----	34
(5) 自立支援医療及び補装具-----	35
(6) 地域生活支援事業-----	36
(7) 障害児通所支援等-----	43

第5章 計画の推進

1. 関係機関との連携強化-----	45
2. 計画の推進・評価体制-----	45

＊「障害」と「障がい」の表記について

市では、“障害”という言葉には否定的な意味合いが含まれていると感じる人も少なくないため、法令等に基づくもの、固有名詞、医学用語、学術用語等は、「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

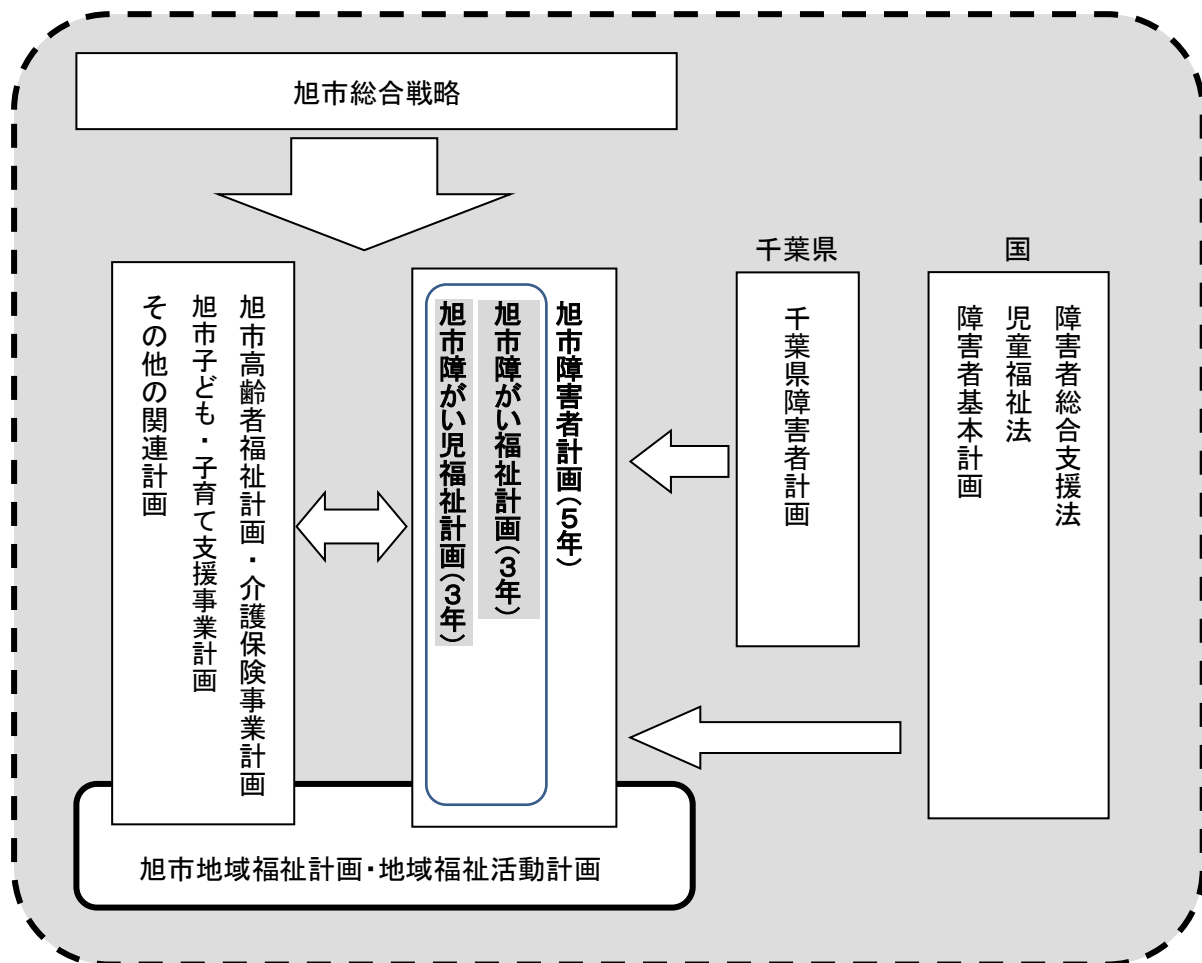
本市の障がい者施策については、平成 19 年 3 月に「第 1 次旭市障害者計画／第 1 期障害福祉計画」を策定し、その後、計画の進捗状況や効果を定期的に評価しながら、5 年毎に「障害者基本法」に基づく障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定める障害者計画を策定し、障がいの有無に関わらず、人格や個性が尊重され、いきいきと暮らしていける社会の実現を目指し、「ともに生きるまち、あさひ」を基本理念として取り組んできました。

一方、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に基づき、障害福祉サービス等の数値目標と見込量を定めるため、3 年毎に障害福祉計画を策定してきました。

本市では、令和 3 年に策定した「第 6 期旭市障害福祉計画・第 2 期旭市障害児福祉計画」（以下、「前計画」という。）が令和 5 年度に計画の最終年度を迎えることから、前計画の進捗状況や数値を検証するとともに、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和 5 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 1 号：令和 5 年 5 月 19 日改正）（以下「基本指針」という。）に即して、地域に必要な「障害福祉サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」及び「障害児通所支援」等の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和 8 年度末における数値目標の設定及び各年度の見込量を定め、サービスの提供体制の確保や推進のため、令和 6 年度から 8 年度までの 3 か年を計画期間とした「第 7 期旭市障がい福祉計画」と「第 3 期旭市障がい児福祉計画」を一体的な計画として策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、同時に「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」としての「旭市障がい児福祉計画」を一体のものとして、また、旭市総合戦略をはじめ、旭市地域福祉計画・地域福祉活動計画等、その他関連する計画と調和を図りつつ策定するものです。



○障害者総合支援法 第 88 条

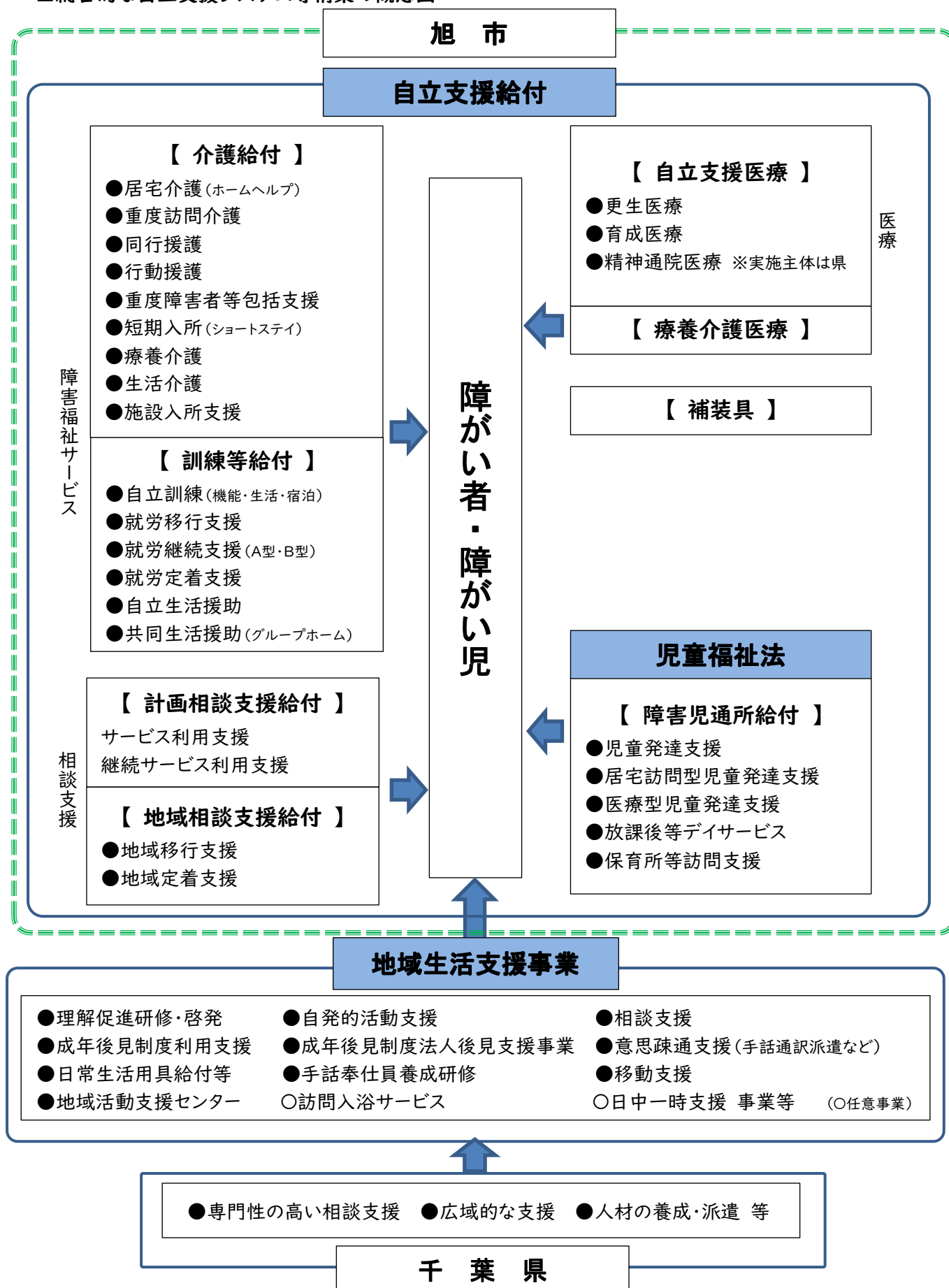
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○児童福祉法 第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

なお、障害福祉サービスによる自立支援システム等の構築は、次に示すとおりです。

■総合的な自立支援システム等構築の概念図



3. 計画の対象

本計画における「障がいのある人」とは、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としています。

身体障がいのある人

「身体障害者福祉法」において、①視覚障害、②聴覚または平衡機能の障害、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸・小腸、肝臓もしくは、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある人をいいます。

知的障がいのある人

発達期に発症し、概念的、社会的、実用的な領域における知的機能と適応機能両面の欠陥を含む障がいのある人をいいます。

精神障がいのある人

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する人をいいます。

発達障がいのある人

「発達障害者支援法」において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がい、その症状が通常低年齢において発現し、日常生活または社会生活に制限を受ける人をいいます。

難病患者

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする人をいいます。

4. 計画期間

障害福祉計画は、国の定める基本指針により、3年を一期として作成することを基本としつつ、地域の実情や報酬改定、制度改正等の影響を考慮し、柔軟な期間設定が可能とされています。本市計画は、国の定める3か年（令和6年度から8年度まで）を計画期間とします。

■計画期間

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第4次障害者計画（5か年）					
第7期障がい福祉計画（3か年） 第3期障がい児福祉計画（3か年）					

5. 計画策定体制

（1）旭市地域自立支援協議会による検討（書面）

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉に関する支援体制の協議などを行うために市が設置している「旭市地域自立支援協議会」において検討を行いました。

（2）市民からの意見募集

本計画（素案）の社会福祉課での閲覧及び旭市ホームページへの掲示を行い、広く市民の意見を募集しました（パブリックコメント）。さらに、その内容を計画策定に反映させるとともに、寄せられた意見に対する市の考え方を公表しました。【予定】

第2章 障がい者をめぐる現況

1. 障がい者数の状況

(1) 国・県との比較

■障がい者数の状況

		旭市	千葉県	国
人 口	人数	63,067	6,307,470	125,927,902
身体障害者手帳 所持者数	人数	1,775	177,883	4,910,098
	%	2.81	2.82	3.90
療育手帳所持者数	人数	559	48,224	1,213,063
	%	0.89	0.76	0.96
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	人数	527	52,237	1,180,269
	%	0.84	0.83	0.94
精神通院医療 受給者数	人数	1,029	88,463	－
	%	1.63	1.40	－

(令和5年4月1日現在)

(人口:令和5年4月1日現在) (人口:令和4年1月1日現在)
(その他:令和2年3月31日現在) (手帳:令和4年3月31日現在)
※精神通院医療受給者数は、千葉市除く

(2) 手帳所持の状況

■身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者 手帳所持者数	1,911	1,854	1,884	1,896	1,887	1,775

(各年4月1日現在)

■年齢別・障害部位別身体障害者手帳所持者数

(人)

	総数	視覚 障害	聴覚・ 平衡 機能 障害	音声・ 言語等 機能 障害	肢体 不自由	内部障害						
						心臓 機能 障害	じん臓 機能 障害	呼吸器 機能 障害	ぼうこう 直腸等 機能 障害	免疫 機能 障害	小腸 機能 障害	肝臓 機能 障害
18歳未満	51	0	3	1	36	3	0	2	4	0	0	2
18～65歳未満	544	40	28	8	287	59	91	2	17	10	0	2
65歳以上	1,180	76	75	18	538	264	94	23	88	2	1	1
合 計	1,775	116	106	27	861	326	185	27	109	12	1	5

(令和5年4月1日現在)

■年齢別・等級別身体障害者手帳所持者数 (人)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18 歳未満	32	7	7	4	0	1	51
18～65 歳未満	235	92	64	86	36	31	544
65 歳以上	414	169	175	309	51	62	1,180
合 計	681	268	246	399	87	94	1,775

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

■療育手帳所持者数の推移 (人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所持者数	503	512	530	538	546	559

(各年 4 月 1 日現在)

■年齢別・等級別療育手帳所持者数 (人)

	総数	重度	中軽度
18 歳未満	140	24	116
18～65 歳未満	388	132	256
65 歳以上	31	16	15
合 計	559	172	387

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
所持者数	399	424	466	491	505	527

(各年 4 月 1 日現在)

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

	総数	1 級	2 級	3 級
所持者数	527	94	325	108

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

■精神通院医療受給者数の推移 (人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	847	893	946	1,050	1,005	1,029

(各年 4 月 1 日現在)

2. サービス利用の状況等

(1) 訪問系サービス

(月)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	1,223 時間	1,053 時間	1,225 時間	1,102 時間	1,227 時間	1,121 時間
	80 人	75 人	80 人	77 人	80 人	79 人
重度訪問介護	1,754 時間	1,423 時間	1,754 時間	972 時間	1,754 時間	846 時間
	4 人	3 人	4 人	3 人	4 人	3 人
同行援護	47 時間	40 時間	47 時間	41 時間	47 時間	44 時間
	4 人	5 人	4 人	6 人	4 人	6 人
行動援護	30 時間	18 時間	30 時間	20 時間	30 時間	19 時間
	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
重度障害者等包括支援	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※各年度の実績数値は、年間平均値【令和5年度は、8月利用までの平均値】です。（上段：延利用時間数、下段：利用者数）

(2) 日中活動系サービス

(月)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	3,544 日	3,434 日	3,638 日	3,435 日	3,734 日	4,240 日
	194 人	185 人	204 人	186 人	214 人	183 人
自立訓練（機能訓練）	23 日	0 日	23 日	0 日	23 日	10 日
	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	36 日	47 日	36 日	36 日	36 日	9 日
	6 人	7 人	6 人	5 人	6 人	1 人
就労移行支援	184 日	262 日	184 日	214 日	184 日	130 日
	11 人	15 人	11 人	12 人	11 人	7 人
就労継続支援（A型）	69 日	84 日	69 日	88 日	69 日	133 日
	4 人	6 人	4 人	6 人	4 人	6 人
就労継続支援（B型）	2,417 日	2,165 日	2,506 日	2,200 日	2,599 日	3,185 日
	134 人	135 人	136 人	135 人	138 人	158 人
就労定着支援	5 人	3 人	7 人	6 人	8 人	9 人
療養介護	8 人	8 人	8 人	8 人	8 人	7 人
短期入所（福祉型）	228 日	111 日	228 日	124 日	228 日	105 日
	15 人	9 人	15 人	11 人	15 人	17 人
短期入所（医療型）	13 日	4 日	13 日	4 日	13 日	13 日
	4 人	2 人	4 人	1 人	4 人	3 人

※各年度の実績数値は、年間平均値【令和5年度は、8月利用までの平均値】です。（上段：延利用日数、下段：利用者数）

(3) 居住系サービス

(月)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
施設入所支援	65 人	63 人	64 人	60 人	64 人	57 人
自立生活援助	3 人	2 人	3 人	2 人	3 人	1 人
精神障害者の自立生活援助 ※内訳	2 人	1 人	2 人	1 人	2 人	1 人
共同生活援助 (グループホーム)	82 人	88 人	82 人	93 人	83 人	106 人
精神障害者の共同生活援助 ※内訳	36 人	37 人	36 人	39 人	37 人	44 人

※各年度の実績数値は、年間平均値【令和5年度は、8月利用までの平均値】です。

(4) サービス利用計画作成(指定相談支援)

(年)

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	110 人	113 人	115 人	116 人	119 人	121 人
地域移行支援	2 人	1 人	2 人	1 人	2 人	0 人
精神障害者の地域移行支援 ※内訳	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	0 人
地域定着支援	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
精神障害者の地域定着支援 ※内訳	1 人	2 人	1 人	2 人	1 人	2 人

※各年度の実績数値は、各月の利用者数の平均値【令和5年度は、8月利用までの平均値】です。

(5) 地域生活支援事業

【 必須事業 】

① 理解促進研修・啓発事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
実施事業数	1 事業	1 事業	1 事業	1 事業	1 事業	1 事業

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

② 自発的活動支援事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
実施事業数	-	1 事業	1 事業	1 事業	1 事業	1 事業
ピアサポーター派遣回数	24 回	0 回	24 回	8 回	24 回	10(4) 回
ピアサポート個別相談回数	6 回	6 回	6 回	12 回	6 回	12(6) 回

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

本事業は令和3年度から実施。派遣事業についてはコロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和4年7月より開始。

③ 相談支援事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
実施箇所数	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

地域自立支援協議会	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
設置数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

※相談支援事業を行う委託事業者の事業計画等について評価を行う。

④ 成年後見制度利用助成事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
実利用者数	6 人	4 人	6 人	4 人	7 人	2 人

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業（広域で実施）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
実施事業数	1 事業	1 事業	1 事業	1 事業	1 事業	1 事業

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
利用者数	3 人	4 人	3 人	4 人	4 人	4 人
延べ件数	28 件	51 件	28 件	54 件	30 件	30 件

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

要約筆記者派遣事業	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
利用者数	-	-	-	0 人	-	1 人
延べ件数	-	-	-	0 件	-	1 件

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

本事業は令和3年度から実施。

重度ALS患者入院時 コミュニケーション支援事業	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
実利用者数	-	0 人	-	0 人	-	0 人

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

⑦ 日常生活用具給付等事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
介護・訓練支援用具 （特殊寝台、特殊マット等）	5 件	7 件	5 件	3 件	5 件	3 件
自立生活支援用具 （入浴補助用具、便器等）	15 件	11 件	15 件	4 件	15 件	7 件
在宅療養等支援用具 （電気式たん吸引器等）	10 件	2 件	10 件	5 件	10 件	6 件
情報・意思疎通用具 （点字器、ポータブルリーダー等）	10 件	6 件	10 件	6 件	10 件	1 件
排泄管理支援用具 （ストーマ装具、紙おむつ等）	1,972 件	1,919 件	1,986 件	1,829 件	2,000 件	1,085 件
住宅改修費	1 件	1 件	1 件	0 件	1 件	1 件

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業（広域で実施）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
実施事業数	1 事業	1 事業	1 事業	1 事業	1 事業	1 事業
実参加人数	10 人	0 人	10 人	0 人	10 人	5 人

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

⑨ 移動支援事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
実施箇所数	9 箇所	10 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所	8 箇所
実利用者数	54 人	59 人	57 人	67 人	60 人	65 人
延べ利用時間数	6,348.0 時間	6,054.5 時間	7,428.0 時間	7,163.5 時間	8,508.0 時間	3,905.0 時間

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

⑩ 地域活動支援センター事業

		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
Ⅰ型	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実利用者数	29 人	36 人	31 人	21 人	33 人	21 人
Ⅱ型	実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	実利用者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
Ⅲ型	実施箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	実利用者数	7 人	5 人	7 人	4 人	7 人	6 人

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

【 任意事業 】

⑪ 訪問入浴サービス事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
実利用者数	3 人	1 人	3 人	1 人	3 人	2 人

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

⑫ 日中一時支援事業

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
実施箇所数	26 箇所	27 箇所	26 箇所	28 箇所	26 箇所	28 箇所
実利用者数	58 人	56 人	59 人	77 人	60 人	62 人
利用回数	5,089 回	6,081 回	4,927 回	7,506 回	4,765 回	3,267 回

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

⑬ 知的障害者親権委託制度

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実施	計画	実施	計画	実施
実利用者数	1 人	0 人	1 人	0 人	1 人	0 人

※令和5年度の実績数値は、9月末現在の実績です。

(6) 障害児通所支援等

サービス名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		単位
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
児童発達支援	51	36	51	43	51	50	実人/月
	327	192	327	226	327	273	人日/月
放課後等デイサービス	78	86	80	99	82	114	実人/月
	986	1,066	1,139	1,173	1,292	1,405	人日/月
保育所等訪問支援	5	1	6	2	7	3	実人/月
	7	2	9	2	10	3	人日/月
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	1	実人/月
	0	0	0	0	0	1	人日/月
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	実人/月
	0	0	0	0	0	0	人日/月
障害児相談支援	57	50	60	62	63	66	実人/月
医療ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	1	0	1	0	1	0	人

※各年度の実績数値は、各月の利用者数の平均値（令和5年度は、8月利用までの平均値）です。

第3章 計画の基本理念・基本方針

1. 基本理念

旭市総合戦略では、基本目標を「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」とし、特に障がい者施策については「障がいのある人が地域と関わりを持ち、必要な支援を受けながら、自立した生活、ともに活躍できる地域づくりに取り組みます。」と、この施策の目指す姿を示しています。

障害者計画の推進にあたり、総合戦略における施策の方向を踏まえ、本市の豊かな自然環境や障がい者福祉の先進地域としての歴史的背景など、本地域の特性のうえに、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていける社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」と、自立と社会参加の促進を目指す「リハビリテーション」の理念に基づき、「ともに生きるまち、あさひ」の実現を目指します。

■障害者計画の理念(将来像)

本市の状況等を踏まえ、市全体で連携・協働し、障がいのある人の社会参加と住み慣れた地域で自立できる社会に向けて、以下の基本理念を掲げています。

《 基本理念（将来像） 》

ともに生きるまち、あさひ

ノーマライゼーションとリハビリテーション

ノーマライゼーションとは、障がいのある人や社会的な援助を必要とする人々を特別視するのではなく、一般社会で安心して生活できる条件を整えるなど、あらゆる人がともに暮らしていける社会こそ正常な社会であると考え、そのような社会づくりを目指すことです。

リハビリテーションとは、機能障害の改善や機能の維持に加え、障がいのある人が住み慣れた地域で家族や人々とふれ合いながら、生きがいを持って自立した生活を営めるよう、社会全体の改善を進めることです。

2. 施策の基本方針

障害者計画の理念「ともに生きるまち、あさひ」の実現を図るため、障害者総合支援法に基づくサービスや保健・医療サービスの確保、思いやりや支え合える地域づくりなど、地域でともに暮らすための環境を創造し、「ともに生きるまち」づくりを進めます。また療育・保育や教育の充実、就労対策、社会参加の促進など、自立や生きがいのある生活の実現、バリアフリーのまちづくりや災害対策など安心して暮らし、活動できる生活環境を整えるなど、「障がいのある人が地域と関わりを持ち、必要な支援を受けながら自立した生活、ともに活躍できる地域」づくりを進めます。

■「ともに生きるまち、あさひ」を実現するために（障害者計画の施策の基本方針・体系）

共生社会の実現に向けた障がいへの理解促進

- ・意識啓発・広報の推進
- ・福祉に携わる人材の育成・確保
- ・福祉教育の充実

障がいのある人もない人もともに暮らす地域づくりに向けて、障がいのある人に対する差別の解消や合理的配慮の提供に係る意識啓発を行い、障がいへの理解の推進を図ります。また、福祉人材の確保やボランティア活動の活性化を目指し、市民が福祉に興味関心を持てるような取り組みを推進します。

自立した生活を支える制度や支援の充実

- ・相談・情報提供の充実
- ・権利擁護の推進
- ・経済的支援の推進
- ・障がい者家族への支援の充実

障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、成年後見制度等の権利擁護の取り組みや経済的な支援を推進します。また、関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげられるような相談支援の体制づくりを推進します。

保健・医療・福祉サービスの充実

- ・障害者保健対策の推進
- ・福祉サービスの充実
- ・障害者医療サービスの確保

障がいのある人やその家族が安心して生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉の連携を強化し、一人ひとりに沿ったサービスを提供します。また、地域移行や介助者の負担軽減につながるよう、居住基盤の整備や移動手段の確保等を推進します。

障がいに応じた教育や就労・社会参加の促進

- ・雇用・就労の促進
- ・療育・教育の充実
- ・社会参加の促進
- ・スポーツ・文化活動の促進

一人ひとりのスキルや適性を把握して伸ばしていけるよう、療育・教育から就労まで切れ目のない一貫した支援を図ります。また、社会参加の促進に向け、活動を支援する人材の確保や参加しやすい活動の場の充実、図書館等の施設を利用しやすい環境づくり等を推進します。

安心できる生活環境の整備

- ・福祉のまちづくりの推進
- ・防災・安全対策の強化

障がいのある人だけではなく、市民全員にとって住みよい生活環境の整備に向け、ハード面・ソフト面両面のバリアフリーを推進し、福祉のまちづくりを目指します。また、災害時に障がいのある人が孤立しないよう、地域のネットワークづくりを推進します。

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1. 計画の目標値の設定

国の基本指針において、令和8年度までの障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標が示されました。本計画では、国の定める基本指針を踏まえ、本市における過去の実績を勘案し、以下のとおり目標を設定します。

■障がい者数の推計

(人)

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
人口	63,067	63,235	62,847	62,455
身体障害者手帳所持者数	1,775	1,783	1,763	1,743
療育手帳所持者数	559	565	577	589
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	527	580	638	701
精神通院医療受給者数	1,029	1,041	1,073	1,108

※人口：令和5年は4月1日現在（住民基本台帳人口）。

令和6年以降は、第2期総合戦略市独自推計に基づく人口推計及び推計値。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

令和 8 年度末までに「令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上が地域生活へ移行すること」及び「令和 4 年度末時点の施設入所者数から 5 % 以上削減すること」を基本として、成果目標を設定する。

令和 4 年度末時点での施設入所者数は 57 人でした。目標年度末までの 4 年間に入退所・死亡などの増減があると思われますが、本市の実情を踏まえ、3 人の地域生活移行を目指すとともに、施設入所者数については 4 人の削減で 53 人としました。地域での自立した生活を希望する人が安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点等を活用した支援体制の整備の推進、また支援の質の向上が図れるよう、事業所等と適切に連携していきます。

項 目	数 値	備 考
令和 4 年度末時点の施設入所者数 (A)	57 人	令和 4 年度末時点の施設入所者数
目標値 (B) 地域生活移行者数	3 人 (5.3%)	(A)のうち、令和 8 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
目標値 (C) 施設入所者の削減人数	4 人 (-7.0%)	(A)の時点から、令和 8 年度末までの施設入所者の削減目標数
令和 8 年度末時点の施設入所者数	53 人	令和 8 年度末時点の施設入所者数見込み

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、目標値を設定する。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健、医療、福祉関係者等による精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築のための協議の場を継続的に開催し、多角的な視点を統合した地域づくり等について協議していきます。

また、開催の目的を明確にし、参加者が共通認識を持って取り組めるよう努めていきます。

項 目		数 値
令和 8 年度における精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均		325.3 日以上
令和 8 年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量	65 歳以上	7 人
	65 歳未満	4 人
令和 8 年度における精神病床入院後の早期退院率	3 か月時点	68.9%以上
	6 か月時点	84.5%以上
	1 年時点	91.0%以上

※精神障害にも対応した地域包括ケアシステム：精神障がい者が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されていること。

活動指標

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	単位
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	回/年
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者による協議の場への関係者の参加者人数	8	8	8	人/回
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	回/年
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	2	3	実人/月
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1	2	2	実人/月
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	50	53	56	実人/月
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1	1	1	実人/月
精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新規項目】	3	2	1	実人/月

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針

- 令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する人に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

令和3年度に設置した地域生活支援拠点等[※]については、令和4年度からコーディネーターを配置しています。今後も登録事業者の協力を仰ぎ拠点機能の拡充に努めます。また、ニーズ把握のためにも利用者登録について、更に周知を図っていきます。効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ、運用状況の検証・検討を地域自立支援協議会において実施します。

強度行動障害を把握するため、障害支援区分認定調査の行動関連項目の利用や、療育手帳所持者の状況把握に努めること等により、必要とする人の把握に努めます。

また、基幹相談支援センターや地域生活拠点等と連携してサービスにつながっていない在宅の人の把握に努めます。引き続き、地域自立支援協議会の場において、地域の支援体制の整備について検討していきます。

活動指標

項 目	数 値	備 考
地域生活支援拠点等 [※] の設置個所数	1箇所	令和3年度設置
地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数	1人	令和4年度から配置
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上	地域自立支援協議会において実施
強度行動障害者の状況、支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する検討	実施	

※地域生活支援拠点等の整備：障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能（①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値を、令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業利用終了者のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が就労移行支援事業所の5割以上とすることを基本とする。【新規】
- 就労定着支援事業所の利用者数の目標値を、令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業利用終了後の、一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

福祉施設から一般就労への移行については、就労移行支援事業の推進により、障がい者の適性に応じて福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労後も就労定着支援を利用することにより、就労に伴う困りごとなどに対する支援につなげていくことを目標とします。また、就労移行支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが必要な場合には、利用できるよう柔軟な対応をしていきます。

項 目		就労移行者数 (令和3年度末)	目標値 (令和8年度末)	比率	基本指針
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援等を通じて、一般就労への移行者数		3人	6人	2.00倍	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上
内 訳	就労移行支援	2人	3人	1.50倍	令和3年度の移行実績の1.31倍以上
	就労継続支援（A型）	0人	1人		令和3年度の移行実績の概ね1.29倍以上
	就労継続支援（B型）	1人	2人	2.00倍	令和3年度の移行実績の概ね1.28倍以上
就労移行支援事業所のうち、一般就労移行者の割合が5割以上		－	1事業所	5.0割	令和5年9月末現在、就労移行支援事業所数[2]の5割
令和8年度中の一般就労への移行者のうち、就労定着支援利用者数		－	6人	6.7割	令和3年度就労定着支援利用者[4]の1.41倍以上
就労定着支援事業所の就労定着率7割以上		－	1事業所	5.0割	令和5年9月末現在、就労定着事業所数[2]の2.5割

（５）障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- 令和８年度末までに、児童発達支援センターを少なくとも１箇所以上設置する。
- 令和８年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- 令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１箇所以上確保する。
- 令和８年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

児童発達支援センターについては、すでに１箇所設置（ロザリオ発達支援センターふたば保育園）されています。

児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援を活用し、保育所等の育ちの場において集団生活への適応のための支援ができるよう、必要に応じたサービス量の確保に努めます。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、単独での設置は難しいことから、受入実績のある事業所と連携し受入拡大に向けた取り組みに努めます。

地域自立支援協議会こども部会を活用した協議の場を継続的に開催し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、総合的かつ包括的な支援につながるよう努めます。

発達障がい者等に対する支援については、市が設置する児童発達支援事業所旭市こども発達センターにおいて、発達障がいの子を持つ保護者等が、発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、専門職による支援プログラムを実施する等支援体制の充実と強化を図っていきます。

また、保護者等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場を設け、ピアサポート活動の支援を行っていきます。

活動指標

項 目			数 値	備 考
発 達 障 が い 者・家族等へ の支援	ペアレントプログラムや、 <u>ペアレントトレーニング</u> ※等の 支援プログラム等の実施状況	受講者数 (保護者)	152 人	支援者、専門職、 嘱託医による実施
		実施者数 (支援者)	48 人	支援者、専門職、 嘱託医による実施
	<u>ペアレントメンター</u> ※の人数		1 人	
	ピアサポート活動への参加人数		50 人	年 10 回開催

※ペアレントトレーニング：親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子どもの養育技術を身につけてもらうトレーニング。

※ペアレントメンター：発達障がいのある子どもを育てた経験を持つ親で、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などの相談・助言を行う。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

○市町村において、基幹相談支援センターを設置する。

○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。

既存の基幹相談支援センターを活用し、更なる充実・強化を図っていきます。

また、地域における相談支援体制について検証・評価を行い、障がい者や家族、地域住民にとってアクセスしやすい相談体制の充実・強化を図っていきます。

地域自立支援協議会においては、個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制の構築・充実を図るための取り組みを行っていきます。

活動指標

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター		1(1)箇所	1箇所	1箇所	1箇所
総合的・専門的な相談支援の実施		実施	実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化	相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	8(5)件	6件	6件	6件
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	8(5)件	6件	6件	6件
	相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	8(5)回	6回	6回	6回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	2(0)回	4回	4回	4回
	主任相談支援員の配置数	2(2)人	2人	2人	2人
実利用見込者数		240(223)人	240人	240人	240人

※()の数値は9月までの実績です。

※全ての事業所で、機能強化事業を実施しています。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
障害者相談支援事業	3(3)箇所	3箇所	3箇所	3箇所	広域で実施
実利用見込者数	318(289)人	338人	360人	380人	

※()の数値は9月までの実績です。

※全ての事業所で、機能強化事業を実施しています。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針

令和8年度末までに、次の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

障害福祉サービス等の多様化やサービス提供事業所の実情に対応し、利用者が必要とするサービスを適切に提供できるように取り組みます。また、障害福祉サービスの利用状況の把握・検証及び給付費の不正請求及び過誤請求を無くすための取り組み等を実施することにより、障害福祉サービスの質を向上させるための体制を構築します。

活動指標

項 目	数 値	備 考
県が開催する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	5 人	障害福祉班職員が年 1 回参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	12 回	月 1 回実施

2. 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）と確保の方策

（実績を把握し、成果目標の達成状況の評価・分析を行う。）

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における各サービスの利用者数の見込量を算出しました。算出にあたっては、前計画の実績と利用の推移等を個々に検証したうえで、国の定める基本指針を踏まえ、見込量を定めています。障がいのある人の状況に応じたサービス提供が行われるよう、相談支援専門員及びサービス提供事業者と連携を図り、より充実したサービス提供に向けた取り組みを推進します。

■（参考）利用者数とニーズ

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等 包 括 支 援
利用者数 （令和4年3月）	82 人	2 人	7 人	2 人	0 人
ニーズ（人数）	107 人	2 人	7 人	3 人	0 人

	生活介護	自立訓練 （機能訓練）	自立訓練 （生活訓練）	就労移行 支 援	就労継続支援 （A型）
利用者数 （令和4年3月）	188 人	0 人	6 人	10 人	5 人
ニーズ（人数）	215 人	0 人	8 人	12 人	10 人

	就労継続支援 （B型）	就労定着 支 援	療養介護	短期入所 （福祉型・医療型）	自立生活 援 助
利用者数 （令和4年3月）	141 人	8 人	7 人	19 人	2 人
ニーズ（人数）	158 人	8 人	8 人	70 人	2 人

	共同生活 援 助	施設入所 支 援	計画相談支援	地域相談支援 （地域移行支援）	地域相談支援 （地域定着）
利用者数 （令和4年3月）	104 人	57 人	483 人	1 人	1 人
ニーズ（人数）	116 人	67 人	483 人	1 人	2 人

	児童発達 支 援	医療型児童 発達支援	放課後等 デイサービ ス	保育所等 訪問支援	居宅訪問型 児童発達支 援	障害児相談 支 援
利用者数 （令和4年3月）	51 人	0 人	103 人	1 人	1 人	202 人
ニーズ（人数）	71 人	0 人	135 人	17 人	1 人	207 人

※計画相談支援・障害児相談支援については、令和4年度の利用者数及びニーズ

(1) 訪問系サービス

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
居宅介護	障害支援区分1以上（児童はこれに相当する心身の状態）である人	自宅での入浴や排せつ、食事等の身体介護、洗濯や掃除、調理等の家事援助生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者若しくは精神障がいにより行動に著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障害支援区分4以上の障がい者のうち以下のいずれかに該当する人 （ア）①二肢以上に麻痺がある ②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定 （イ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）等の合計点数が10点以上	食事や排せつなどの身体介護、調理や洗濯などの家事援助、コミュニケーション支援、外出時における移動介護などを総合的に行う。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人であって、同行援護アセスメント票の項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人	視覚障がいがある人の外出に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護を行う。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する障がい者のうち以下のいずれにも該当する人 ①障害支援区分3以上 ②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）等の合計点数が10点以上（児童はこれに相当する心身の状態）	自傷、異食、徘徊などの危険等を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事の介護等、その他行動する際に必要な援助を行う。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6（障がい児の場合、区分6に相当する心身の状態）に該当する人で、意思疎通を図ることに著しい困難を有する人であって、下記のいずれかに該当する人 （ア）重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきりの状態にある障がい者のうち下記のいずれかに該当 ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 ②最重度知的障がい者 （イ）障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）等の合計点数が10点以上	居宅介護等複数のサービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を行う。

サービス名		年 度				単位
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問系	居宅介護	79	82	84	87	実人/月
		1,121	1,215	1,276	1,339	時間/月
	重度訪問介護	3	3	3	3	実人/月
		846	1,174	1,174	1,174	時間/月
	同行援護	6	7	8	8	実人/月
		44	48	52	56	時間/月
	行動援護	2	3	3	3	実人/月
		19	25	28	31	時間/月
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	実人/月
		0	0	0	0	時間/月

※令和5年度は8月利用までの平均値です。

◆サービス見込量確保の方策

サービス見込量は確保できるものと考えられます。引き続き、行動援護や重度障害者等包括支援など、利用者ニーズの動向を注視しつつ、サービス提供基盤の確保を図ります。

さらに、利用者が安心して質の高いサービスが受けられるよう、従事者の研修等の充実を、事業者に働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者 ①障害支援区分3（施設入所の場合は区分4）以上 ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が2（施設入所の場合は区分3）以上	障がい者支援施設等において、主として昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会を提供する。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者 ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	期限を決めて、身体機能の維持・向上のために必要なリハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を行う。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者 ①入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	期限を決めて、日常生活能力の維持・向上するために必要な訓練や、日常生活上の相談支援等を行う。
就労選択 支 援	※調整中（国）	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。
就労移行 支 援	一般就労等を希望し、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人であって、就労に必要な知識・技術の習得、就職先の紹介などの支援が必要な65歳未満の障がい者 ①企業等への就労を希望する人 ②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人	期限を決めて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労継続 支 援 (A型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることに、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者（利用開始時に65歳未満） ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ③企業等を離職した者等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人	利用者と事業者が雇用契約を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。
就労継続 支 援 (B型)	就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障がい者 ①就労経験がある者で、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人 ②就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった人 ③上記①、②に該当しない人であって、50歳に達している人など	一定の工賃のもとでの継続した就労の機会の提供を受け、作業をしながら技能、社会性を学ぶ雇用への移行を目指した支援等のサービスを提供する。

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
就労定着 支 援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行し、就労を継続してる期間が6か月を経過した障がい者 ①就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人	生活面の課題に対し、企業や関係機関との連携調整や助言を行い、就労の継続ができるよう課題解決に向けて必要な支援を行う。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者 ①ALS※患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者又は重度心身障がいのある人であって、障害支援区分5以上の人	主として昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を提供する。
短期入所	居宅において、その介護を行う者の疾病やその他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者 ①障害支援区分1以上の障がい者 ②厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児	障害者支援施設に短期入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等を提供する。

※「ALS（筋萎縮性側索硬化症）」＝筋萎縮と筋力低下により、上肢機能障害、歩行障害、嚥下障害、呼吸障害などが生ずる原因不明の難病

サービス名		年 度				単位
		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
日 中 活 動 系	生活介護	183	190	192	194	実人/月
		4, 240	3, 504	3, 539	3, 574	人日/月
	重度障害者の生活介護 ※内訳	※新規項目	105	106	107	実人/月
	うち強度行動障害	※新規項目	76	77	78	実人/月
	うち高次脳機能障害	※新規項目	33	33	34	実人/月
	うち医療的ケアを必要とする人	※新規項目	8	8	8	実人/月
	自立訓練（機能訓練）	1	1	1	1	実人/月
		10	23	23	23	人日/月
	自立訓練（生活訓練）	1	3	2	1	実人/月
		9	21	16	13	人日/月
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）※内訳	※新規項目	3	2	1	実人/月
	就労選択支援	※新規項目	－	1	1	実人/月
	就労移行支援	7	12	12	12	実人/月
		130	214	214	214	人日/月
	就労継続支援（A型）	6	7	7	7	実人/月
		133	120	126	132	人日/月
	就労継続支援（B型）	158	170	183	196	実人/月
		3, 185	2, 890	3, 111	3, 332	人日/月
	就労定着支援	9	8	7	6	実人/月
	療養介護	7	7	7	7	実人/月
	短期入所（福祉型）	17	17	20	25	実人/月
		105	156	174	195	人日/月
	重度障害者の短期入所（福祉型）※内訳	※新規項目	13	15	19	実人/月
	うち強度行動障害	※新規項目	10	12	15	実人/月
	うち高次脳機能障害	※新規項目	4	4	5	実人/月
	うち医療的ケアを必要とする人	※新規項目	4	4	5	実人/月
	短期入所（医療型）	3	2	2	2	実人/月
		13	9	9	9	人日/月

※令和 5 年度は 8 月利用までの平均値です。

◆サービス見込量確保の方策

本市における障がい者施設等の状況からサービス量は確保できるものと考えられます。引き続き、利用者ニーズの動向及びサービス提供事業所の受け入れ状況等を継続的に注視し、効率的、効果的に需給が適合されるよう、事業所の協力を得て、更なるサービス提供基盤の整備を図ります。

併せてサービス提供事業者間のネットワークを構築するなど、強度行動障害や高次脳機能障害を有する人や、医療的ケア等を必要とする人に対しても質の高いサービスが提供できるよう、充実した支援体制づくりを促進します。

(3) 居住支援・施設系サービス

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行し、居宅における自立した日常生活を営む上で支援が必要な障がい者	定期的な訪問や随時対応により状況を把握し、医療機関等との連絡調整や自立した日常生活を送るために必要な助言等を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者（障害支援区分不問） ※身体障がい者にあつては65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。	夜間や休日に共同生活を行う住居で、日常的な相談、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行う。
施設入所支援	主に夜間において、日常生活上の支援が必要な障がい者 ①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は、区分3以上） ②自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である人	主に、夜間に入所する障がい者支援施設で、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援等を行う。

サービス名		年 度				単位
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居住支援 ・施設系	自立生活援助	1	1	1	1	実人/月
	精神障害者の自立生活援助 ※内訳	1	1	1	1	実人/月
	共同生活援助	106	110	117	124	実人/月
	精神障害者の共同生活援助 ※内訳	44	50	53	56	実人/月
	重度障害者の共同生活援助 ※内訳	※新規項目	18	19	20	実人/月
	うち強度行動障害	※新規項目	13	14	15	実人/月
	うち高次脳機能障害	※新規項目	7	7	8	実人/月
	うち医療的ケアを必要とする人	※新規項目	0	0	0	実人/月
	施設入所支援	57	58	55	53	実人/月

※令和5年度は8月利用までの平均値です。

◆サービス見込量確保の方策

共同生活援助及び施設入所支援については日中活動系サービスと同様、サービス

量は確保できるものと考えられます。引き続き、利用者ニーズの動向等を把握し、事業者と協力してサービス提供基盤の確保を図ります。

(4) 相談支援

計画相談支援は、障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に加えて、新規利用者や地域相談支援利用者等	障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行う。
地域移行支援	施設に入所している障がい者や病院に入院している精神障がい者で、地域生活への移行のための支援が必要な者	退所・退院後の住居の確保その他の地域生活へ移行するための活動に関する相談等を行う。
地域定着支援	地域において単身で生活している障がい者や家庭の状況により同居している家族から支援を受けられない障がい者等	単身で生活している人等との間に常時の連絡体制を確保し、緊急時などに相談等の便宜を図る。

サービス名	年 度				単位
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
計画相談支援	121	123	127	131	実人/月
地域移行支援	0	1	2	3	実人/月
精神障害者の地域移行支援 ※内訳	0	1	2	3	実人/月
地域定着支援	2	2	3	3	実人/月
精神障害者の地域定着支援 ※内訳	2	1	2	2	実人/月

※令和5年度は8月利用までの平均値です。

◆サービス見込量確保の方策

今後も、計画相談支援サービスの確保ができるように、新たな事業者の参入を積極的に働きかけ、サービスの提供基盤の拡充を図ります。また、指定相談支援事業者には、サービス等利用計画の作成に係る技術向上等についても支援ができるよう体制の整備を図ります。

地域移行支援や地域定着支援についても、施設入所者や精神障がい者の動向に注視しつつ、地域移行に向けて広く情報提供を行い、事業者の参入を促します。

(5) 自立支援医療及び補装具

① 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減のための医療について、医療費の利用者負担を軽減する公費負担医療制度で、「精神通院医療」、「更生医療」、「育成医療」で構成されます。利用者負担については、医療費の1割負担となります。ただし、所得に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない「月額負担上限」が設定されています。

○ 精神通院医療

統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する症状にある人に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行います。支給認定は県が行います。

○ 更生医療（18歳以上）

身体障害者手帳を所持し、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行います。支給認定は、市町村が行います。

○ 育成医療（18歳未満）

障がいに係る医療を行わないときは、将来障がいを残すと認められる疾患等がある人で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる人に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行います。支給認定は、市町村が行います。

② 補装具

平成28年5月の障害者総合支援法改正により、補装具費は、「購入」、「修理」の支給に加え、「借受け」に係る費用が支給対象となり、平成30年4月から施行されました。利用者負担額については、1割の定率負担となります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。また、市独自の負担軽減として、障がい者または障がい児の保護者からの申請に基づき、低所得者に対し、利用者負担額の2分の1の助成を行います。

（６）地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第４条第１項に規定する障がい者及び同条第２項に規定する障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することにより、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

法律上実施しなければならない具体的な事業（必須事業）が定められていますが、これに限らず市の判断により、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業（任意事業等）を実施することができることとなっています。そこで、障害者総合支援法に規定する個別給付事業と組み合わせて実施することや、地理的条件・各種社会資源の状況を勘案し、委託契約、広域連合等の活用、個別給付では対応できない複数の利用者への対応や突発的なニーズへの対応等、柔軟な形態により創意工夫の下に効果的・効率的な実施を図ります。また、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止めることができるよう努めます。

◆事業内容と見込量

【 必須事業 】

① 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施事業数	１(１)事業	１事業	１事業	１事業

※（ ）の数値は９月までの実績です。

② 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。引き続き、次の事業および当事者の交流、障がい理解を推進していきます。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ピアサポーター派遣回数	２２(１０)回	２４回	２４回	２４回
ピアサポート個別相談回数	１２(６)回	１２回	１２回	１２回

※（ ）の数値は９月までの実績です。

③ 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。

基幹相談支援センター

- ・ 障がいの種別や各種ニーズに対応する総合相談、専門相談支援
- ・ 地域移行、地域定着の促進の取り組み
- ・ 地域の相談支援体制の強化の取り組み
(相談支援事業者への指導助言・人材育成・連携強化)
- ・ 権利擁護に係る支援(成年後見制度利用支援)
- ・ 障害者虐待防止センター事業
- ・ 障害者差別に関する相談窓口(通報受理・相談等)
- ・ 地域自立支援協議会の運営支援
- ・ 地域生活支援拠点の相談支援の中核を担う取り組み(拠点コーディネーター配置)

障害者相談支援事業

- ・ 福祉サービスの利用援助(情報提供や相談等)
- ・ 社会資源を活用するための支援(支援施策に関する助言や指導など)
- ・ 社会生活の能力を高めるための支援
- ・ 権利擁護のために必要な援助
- ・ 専門機関の紹介など

また、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として地域自立支援協議会の活用を更に進めます。

地域自立支援協議会は、市が運営主体となり、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、教育、雇用等の関係機関、障がい当事者団体等を構成員としています。地域自立支援協議会では概ね次のようなことを行っています。

- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ・ 旭市における課題の把握と解決策の検討
- ・ 地域の社会資源の開発、改善
- ・ 個別事例から地域課題及び支援体制の検討

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス等利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用な知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。また、地域の連携体制の充実を図るため、地域連携ネットワークの核となる中核機関の設置や体制整備に関する検討を進めていきます。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	5(2)人	5人	6人	7人

※（ ）の数値は９月までの実績です。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業（広域で実施）

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実施事業数	1(1)事業	1事業	1事業	1事業

※（ ）の数値は９月までの実績です。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、障がい特性に配慮し、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、情報の十分な取得利用や意思疎通の円滑化を図ります。また広く周知をすることにより、ニーズの把握及び利用を促します。

対象者は聴覚障害者、言語機能障害者、音声機能障害者とし、都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において、手話通訳者として登録された者などを派遣します。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
利用者数	4(4)人	4人	5人	5人
延べ件数	50(30)件	50件	55件	55件

※（ ）の数値は９月までの実績です。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。給付品目および基準額については随時見直し・検討を行います。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 (特殊寝台、特殊マット等)	5(3)件	5件	5件	5件
自立生活支援用具 (入浴補助用具、便器等)	15(7)件	15件	15件	15件
在宅療養等支援用具 (電気式たん吸引器等)	10(6)件	10件	10件	10件
情報・意思疎通用具 (点字器、ポータブルコーダー等)	10(1)件	10件	10件	10件
排泄管理支援用具 (ストーマ装具、紙おむつ等)	2,000(1,085)件	2,005件	2,010件	2,015件
住宅改修費	1(1)件	1件	1件	1件

※ () の数値は9月までの実績です。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業（広域で実施）

手話で日常会話を行うために、必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員を養成します。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施事業数	1(1)事業	1事業	1事業	1事業
実参加者数	10(5)人	10人	10人	10人

※ () の数値は9月までの実績です。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。原則として障害福祉サービスや介護保険が利用できる場合には、その利用を優先します。

契約事業者は概ね充足していますが、引き続き事業所の確保と、利用者のニーズに応じた利用調整に努めます。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	8(8)箇所	8箇所	8箇所	8箇所
実利用者数	65(65)人	67人	69人	71人
延べ利用時間	7,810.0(3,905.0)時間	8,230.0時間	8,650.0時間	9,070.0時間

※ () の数値は9月までの実績です。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを充実強化し、通所する障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

基礎的事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供などの支援を行うとともに、機能強化を図るため機能強化事業として以下の事業を実施するものです。

○地域活動支援センターⅠ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とします。1日当たりの実利用人員は概ね20人以上です。

○地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。1日当たりの実利用人員は概ね15人以上です。

○地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていることが要件となっています。自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能です。1日当たりの実利用人数は概ね10人以上です。

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
Ⅰ型	実施箇所数	1(1)箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	25(21)人	26人	27人	28人
Ⅱ型	実施箇所数	0(0)箇所	0箇所	0箇所	0箇所
	実利用者数	0(0)人	0人	0人	0人
Ⅲ型	実施箇所数	1(1)箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	実利用者数	7(6)人	7人	7人	7人

※（ ）の数値は9月までの実績です。

【 任意事業 】

⑪ 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。家族等による自宅での入浴が困難な障がい児も令和5年度より利用が可能です。

サービス提供事業者は、看護師または准看護師及び介護職員に従事者とし、サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医またはあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置が講じられます。

本人の体調や衛生面などを考慮し、引き続き利用者のニーズへの対応に努めます。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数	3(2)人	5人	5人	5人

※（ ）の数値は9月までの実績です。

⑫ 日中一時支援事業

一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者や障がい児等の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。原則として障害福祉サービスや介護保険が利用できる場合には、その利用を優先します。

契約事業者は概ね充足していますが、引き続き事業者の確保と、利用者のニーズに応じた利用調整に努めます。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	29(28)箇所	29箇所	29箇所	29箇所
実利用者数	67(62)人	70人	73人	76人
利用回数	6,580(3,267)回	6,918回	7,256回	7,594回

※（ ）の数値は9月までの実績です。

⑬ 知的障害者職親委託制度

知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（職親）に一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を身につけるとともに、雇用促進と職場における定着性を高めことにより、自立更生を図ります。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
実利用者数	１(０)人	１人	１人	１人

※（ ）の数値は９月までの実績です。

◆各事業の見込量の確保のための方策

地域生活支援事業については、サービスの担い手として多様な事業者の参入が期待されるではありますが、本市における事業実績等を勘案し、委託先として適切な事業者を選定しつつ、サービス提供基盤の整備を図ります。

また、地域生活支援事業の多くは補助金を財源とすることとなりますが、国が確保した予算が「事業実績」、「人口」などの要素で按分され、各都道府県及び市区町村に配分されます。こうした仕組みであるため、補助金のみにより上記の事業に対する費用として十分であるかどうか不透明でもあります。そこで、市は実施主体として必要な予算を確保するなどの措置を講じます。

（７）障害児通所支援等

障がい児の支援については、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援及び日中一時支援、移動支援等の地域生活支援事業を確保します。そして、サービスに隙間が生じないように体制整備及び関係機関との連携を強化します。

また、共生社会の形成促進の観点から、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を障がい児及びその家族に対し身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

特にニーズが高まっている「児童発達支援事業」及び「放課後等デイサービス」については、既存の児童発達支援センター等関係機関との連携により、更なる事業充実を図ります。また、市が設置する旭市こども発達センターについても、運営強化を図っていきます。併せて保育機関との連携を強化し、「保育所等訪問支援」を促進していきます。

サービス名	主たる利用対象者	サービス内容
児童発達支援	未就学の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応ができるよう、指導や訓練を行う。
放課後等デイサービス	就学している、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）	放課後や夏休み等に生活能力改善のための訓練を行い、社会的交流を図ることができるよう障がい児の自立を促進する。
保育所等訪問支援	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）であって、保育所等で専門的な支援が必要な障がい児	専門家が障がい児のいる保育所等を訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児等であって、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
障害児相談支援	障がい児通所支援等の利用を希望する障がいのある児童（保護者）	障がい児通所支援の申請にかかる支給決定又は支給決定の変更前に障がい児支援利用計画を作成するとともに、定期的に利用状況のモニタリングを行う等の支援を行う。

■障害児支援のためのサービス

サービス名	年 度				単位
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援	50	62	74	89	実人/月
	273	315	371	438	人日/月
放課後等デイサービス	114	133	155	179	実人/月
	1,405	1,445	1,604	1,781	人日/月
保育所等訪問支援	3	2	2	2	実人/月
	3	2	2	2	人日/月
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1	1	実人/月
	1	5	5	5	人日/月
障害児相談支援	66	95	118	147	実人/月
医療ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	1	1	1	人

※令和5年度は8月利用までの平均値です。

◆サービス見込量確保の方策

サービス内容やサービス提供事業所の周知を進め、身近な地域での支援や特性に応じた専門的な支援が行き届くよう努めます。特に利用者が増加傾向にある児童発達支援、放課後等デイサービスについては、既存のサービス提供事業者と関係機関に対する適切な情報提供を図るとともに、市外事業所の利用や新規事業者の参入促進に努めるなど、ニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

第5章 計画の推進

1. 関係機関との連携強化

各種障がい者施策の展開及び施設の設置については、千葉県の定める障害保健福祉圏域内の各自治体と調整を図り、より効果的・効率的なサービスを提供します。また、障がい者団体やボランティア団体、教育機関、サービス提供事業所、保健・医療機関、民生委員・児童委員、NPO等様々な関係機関との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすい社会づくりを推進します。さらに、障がい者福祉分野だけでなく高齢者福祉や児童福祉等分野横断で取り組みながら包括的な支援体制を構築します。

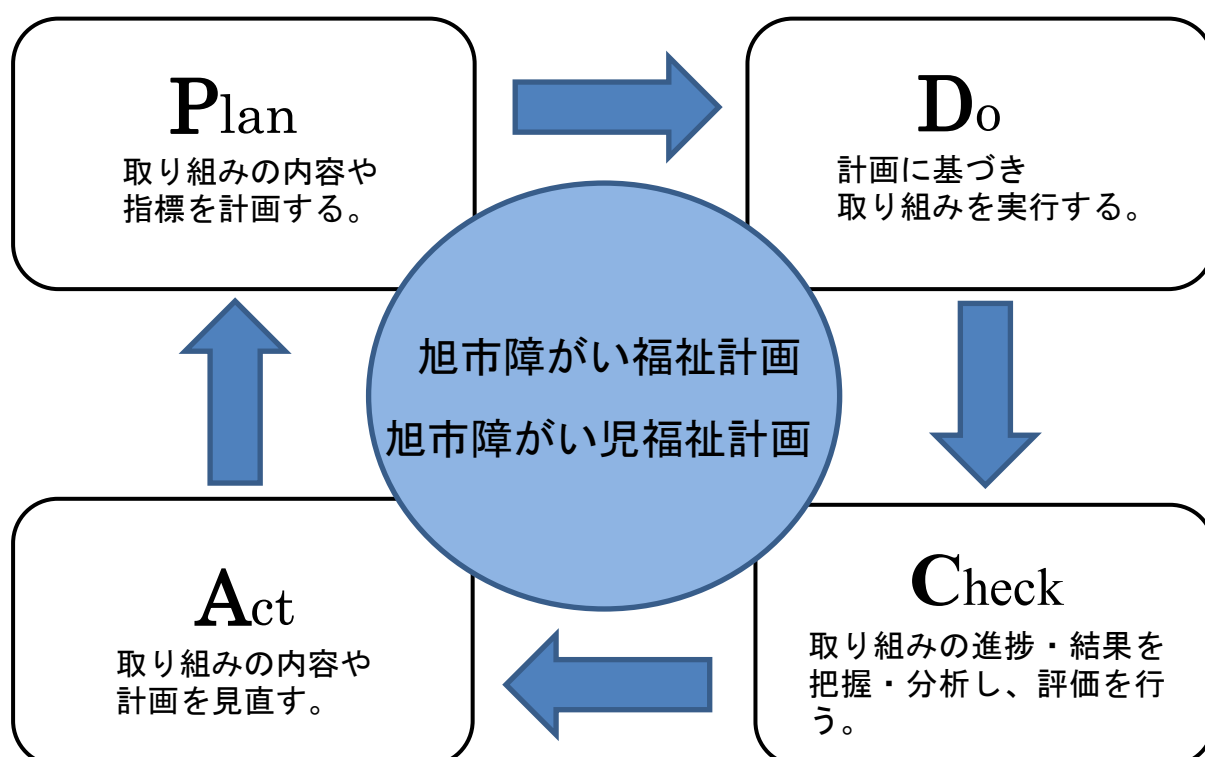
国・県に対しては、必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2. 計画の推進・評価体制

本計画の円滑な推進を図るため、地域自立支援協議会において、計画の進捗状況や効果を定期的に評価し、計画の着実な推進に努めます。なお、市民からの相談や苦情、サービス事業者の意見などについて評価につながる貴重な意見として集約し、地域自立支援協議会に報告します。

また、庁内推進体制の整備として、関係各課での情報の共有化など緊密な連携を図り、総合的な推進体制の充実に努めるとともに、定期的に進捗状況の評価・検証を行います。

■「PDCAサイクル」に基づく進行管理





旭 市

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行・編集／旭市社会福祉課

〒289-2595 千葉県旭市二の 2132 番地

TEL 0479-62-5351 fax 0479-62-2170